

審 査 要 領

(「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」委託に関する企画公募)

平成27年4月17日

子どもゆめ基金普及啓発事業選定委員会決定

I 審査方法

提案された企画提案書に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置された「子どもゆめ基金普及啓発事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることもある。

II 評価方法

評価は、下記の段階評価と総合評価により行う。

〔段階評価〕

以下の各項目について5段階で評価をする。

また、加点については、1点から3点までを付することができる。

○事業の実施体制

1. 青少年教育施設、地方公共団体、学校、青少年団体、企業、NPO法人等が連携しているか。なお、以下の場合は加点する。
 - (1) 青少年教育施設が中心となっている場合
 - (2) 報道関係機関が参画している場合
 - (3) 学習塾・スポーツクラブ・文化クラブ等民間教育機関・団体が参画している場合
 - (4) 幼稚園等が参画している場合
2. 計画している事業を十分に実施できる体制を有しているか。

○事業の実施内容

3. 子どもたちに直接体験活動の機会を提供する内容、または体験活動を推進する機運を高める内容を含む提案となっているか。（なお、体験活動を推進する機運を高める内容が中心となっている場合は加点する。）
4. 上記3の取組は、企画提案書の「期待される成果」に結びつく内容となっているか。
5. 事業を通じて、地域に体験活動の定着や発展を期待できる内容となっているか。（なお、その内容が、市区町村規模にとどまらず、県全体や他県でも広く定着や発展を期待できる場合は加点する。）

〔 大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点
やや劣っている = 2点 劣っている = 1点 〕

〔総合評価〕段階評価を踏まえて、総合評価を審議する。

（ A評価＝大変優れている B評価＝優れている C評価＝普通
D評価＝劣っている

Ⅲ 採択案件の決定方法

提案された企画提案書に基づき段階評価で得点を付した後、総合評価を審議し、採択する事業を決定する。

なお、予算範囲内で各事業の委託額を決定する。